

桜が丘墓園

使用者募集



▽桜が丘団地の住宅区画を
府中市に本籍または1年
以上の住民登録がある人
対象 次のいずれかに当て
はまる人

▽空き区画は2月末日現在
で、122区画です。
区画面積 4㎡(2m×2m)
使用料 1区画当たり55万円
※2区画まで使用できます。
※代理料は、1区画につき11万円を
減免します。

購入・契約(定期借地を
含む)した人
※桜が丘団地を購入・契約
(定期借地を含む)した人
は、1区画につき11万円を
減免します。

申し込み方法 市民課にあ
る申請書で申し込んでく
ださい。申請書は市のホ
ームページにもあります。

申し込み・問い合わせ先
市民課 (☎43-7207)

縦覧帳簿の縦覧

ができます

縦覧制度は、他の土地・
家屋と比較し、自分の土地
・家屋の評価が適正かどう
かを判断することができます
制度です。縦覧できる内容
は、評価額などに限ります。
縦覧期間 4月30日(木)まで
縦覧場所 税務課、上下支

所総務係
縦覧できる人 府中市の固
定資産税の納税義務者、
同居の親族、納税管理人
料金 無料
持参するもの 印鑑、本人
確認ができる書類
※代理人の場合は委任状。

問い合わせ先 税務課 (☎43-7125)

固定資産課税台帳の閲覧

ができます

固定資産課税台帳の内容
は、納税通知書と一緒に送
付する課税明細書で確認で
きます。
閲覧期間 1年を通して閲
覧できます。
閲覧場所 税務課、上下支
所総務係
閲覧できる人 府中市の固
定資産税の納税義務者、
同居の親族、納税管理人
※借地・借家人は、使用・

収益の対象となる部分につ
いて閲覧できます。
料金 ▼4月30日(木)まで
は無料 ▼5月1日(金)
以降は、一名義につき300円
持参するもの 印鑑、本人
確認ができる書類
※代理人の場合は委任状、
借地・借家人の場合は契約
書など。法人の場合は法人
の印鑑と代表者が確認でき
る書類。

問い合わせ先 税務課 (☎43-7125)

後期高齢者医療制度の 4月からの保険料率が改定になります

問い合わせ先 税務課 (☎43-7121)

後期高齢者医療制度は、
75歳以上の人と65歳以上で
一定の障害があると認めれ
た人が加入する制度です。
安定的な財政運営を図るた
め、2年ごとに保険料の見
直しを行っています。
保険料は令和元年度所得を
基に計算されます。保険料
額決定通知書は、7月中旬
に送付する予定です。保険
料の納付方法は原則、年金
からの天引きですが、納付
書で納付する場合があります。

	平成30・令和元年度	令和2・3年度
均等割額	45,500円	951円アップ → 46,451円
所得割率	8.76%	0.08%アップ → 8.84%
年間保険料 限度額	62万円	2万円アップ → 64万円

※所得が少ない人や後期高齢者医療制度加入直前に健康保険組合などの被扶養者だった人は、保険料を軽減しています。詳しくは、問い合わせてください。

確定申告と個人市・県民税の 申告期限を4月16日に延長しています

問い合わせ先 税務課 (☎43-7121)

新型コロナウイルス感染
症の拡大防止のため、国税
庁は確定申告などの申告期
限を、4月16日(木)まで延
長しました。

所得税の確定申告は、
府中税務署で受け付けます

混雑状況によって、受付
終了時間を早めに切り上げ
る場合があります。

ところ 府中税務署2階
受け付け時間 9時～12時、
13時～16時

個人市・県民税の申告は、
市役所で受け付けます

個人市・県民税の申告受
け付けを、4月16日(木)ま
で延長しています。
ところ 市役所2階税務課
受け付け時間 9時～12時、
13時～16時

注意してください
市役所では、所得税の確
定申告は、受け付けができ
ません。